

飛驒市消防団員であることの証明に関する要綱

(目的)

第1条 この告示は、飛驒市消防団員（以下「消防団員」という。）であること及び消防団員履歴の証明について必要な事項を定め、円滑な消防団活動の確保に資することを目的とする。

(消防団員であることの証明の申請)

第2条 消防団員を雇用しているもの及び個人が、当該団員が消防団員であることを証明する書面の交付を受けようとする場合には、飛驒市消防団員在籍証明申請書（様式第1号）を飛驒市消防団長（以下「団長」という。）に提出しなければならない。

2 消防団員を雇用しているものが、当該団員が消防団員であることを証明する書面の交付を受けようとする場合には、当該団員の個人情報を申請者が収集することについての個人情報に関する同意書（様式第5号）を添付して団長に提出しなければならない。

(消防団員在籍証明書の交付)

第3条 団長は、前条第1項の申請があったときは、消防団員名簿と照合し、当該申請が適正であることを確認したうえ、当該申請したものに対して飛驒市消防団員在籍証明書（様式第3号）を交付しなければならない。

(消防団員の履歴証明の申請)

第4条 消防団員を雇用しているもの及び個人が、当該団員の消防団員履歴を証明する書面の交付を受けようとする場合には、飛驒市消防団員履歴証明書（様式第2号）を団長に申請しなければならない。

2 消防団員を雇用しているものが、当該団員の消防団員履歴を証明する書面の交付を受けようとする場合には、当該団員の個人情報を申請者が収集することについての個人情報に関する同意書（様式第5号）を添付して団長に提出しなければならない。

(消防団員履歴証明書の交付)

第5条 団長は、前条第1項の申請があったときは、消防団員名簿と照合し、当該申請が適正であることを確認したうえ、当該申請したものに対して飛驒市消防団

員履歴証明書（様式第４号）を交付しなければならない。

（補則）

第６条 この告示に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は平成31年 月 日から施行し、平成31年４月１日から適用する。